

令和8年5月1日

関係事業主 殿

(一社)長野労働基準協会

「テールゲートリフター業務に係る特別教育(学科のみ)」開催のご案内

労働安全衛生規則の一部を改正する省令(令和5年厚生労働省令第33号。)により、貨物自動車に荷を積む作業又は貨物自動車から荷を降す作業におけるテールゲートリフターの操作の業務が労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第59条第3項に基づく安全又は衛生のための特別の教育が必要な業務に追加され、令和6年2月1日から施行されることとなっています。

このため、事業者は当該作業従事者に対して、厚生労働省令で定める安全のための教育を行わなければならないこととされました。

つきましては、この度、当協会では、事業者に代わって標記の作業に係る特別教育を開催することといたしましたので、ご活用いただきますようご案内申し上げます。

なお、テールゲートリフター業務に係る特別教育課程では、実技教育(テールゲートリフターの操作の方法)を2時間行うこととされておりますので、本特別教育修了者に対しまして、各事業場等において必要時間数の実技教育の実施をお願いします。また、実施した記録を作成し、3年間保存する義務がありますので、念のため申し添えます。

記

1 講習の日時・会場・定員

- (1) 開催日時 令和8年7月17日(金) 午前10時00分開講 (受付9時40分から)
- (2) 会場 長野市大豆島 4034 長野地域職業訓練センター
- (3) 定員 40名

2 受講料及びテキスト代 (消費税を含む)

(1) 受講料

長野及び各地区労働基準協会 会員事業場	1名 7,000円+消費税 700円(合計7,700円)
上記以外の事業場(会員外事業場)	1名 9,000円+消費税 900円(合計9,900円)

- (2) テキスト代 「テールゲートリフター作業必携」1冊 900円+消費税 90円(合計 990円)

合計 会員事業場 8,690円 会員外事業場 10,890円

3 特別教育カリキュラム(講師等の都合で変更する場合があります。)

月日	講習科目	時間	講師
7月17日	テールゲートリフターに関する知識	10:00～12:00 (2時間)	(一社)長野労働基準協会講師 平山 正己 氏
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	13:00～15:00 (2時間)	
	関係法令	15:00～15:30 (30分)	
	修了証交付	15:30～	

(昼休み 12:00～13:00)

4 受講の申込方法

受講を希望される方は、お電話にてご予約をしていただきましたら、「受講申込書」に記入の上、受講料及びテキスト代を添えて7月3日(金)までに次の申込先へ提出してください。

【申込先】 (一社)中野労働基準協会 (〒383-0013中野市中野1863-1)
(TEL 0269-22-2255 ・ FAX 0269-23-0729)

但し申込み期間内であっても、定員に達した場合は受付を締切りますのでご了承ください。

※FAXでのお申込み、受講料は振込も受け付けますのでお問い合わせ下さい。

振込先 八十二長野銀行／中野 普通預金381906

5 修了証の交付

所定の研修時間を受講した方に、修了証を交付します。

6 その他

- (1) 申込み受付後の取消し又は変更等の連絡は7月10日(金)までをお願いします。その後の取消し及び講習会当日の欠席者には、原則としてテキストをお渡しし、受講料は返還いたしませんのでご了承下さい。
- (2) 受講票・筆記用具(鉛筆・消しゴム)を持参してください。
- (3) 昼食(450円)を当日斡旋しますので、ご利用ください。(講習会当日の注文受付となります。)
- (4) 当日の受付は9時40分から始めます。遅刻者は受講できませんのでご注意ください。